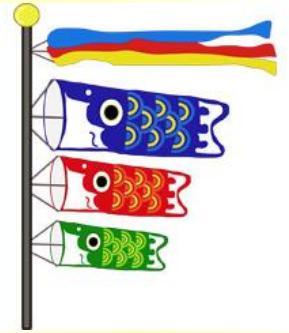


平成27年度税制改正 ～第3弾～

平成 27 年度も早いものでもう 5 か月が経とうとしています。今回も平成 27 年税制改正大綱の続きです。今回は納税猶予制度の見直しについてご紹介します。改正の前にまずは納税猶予の簡単な説明から見ていきましょう。



1. 納税猶予とは

ある特定の財産の贈与や相続があった場合に、通常の財産と同様に相続税や贈与税を課税してしまうと重税感が大きいものについて、その財産に係る贈与税・相続税の納付を先延ばしにする又は一定の要件のもとで免除する制度です。

2. 納税猶予の種類と目的

納税猶予が適用できる財産は以下のものになります。国としては税金が取れなくなってしまうわけですから特定の財産に限られており、規定の適用を受けようとする場合には一定の要件を満たさなければいけません。

(1) 農地等の贈与税・相続税の納税猶予及び免除（措法 70 の 6）

もし農業を営んでいる方から子供などに農業を引き継ぐ場合、農地を贈与した際に莫大な贈与税が課税されてしまったらどうなるでしょう（農業を営んでいる方が亡くなって相続人が農地を相続する場合も同様です）。税金を取られてしまうくらいなら農業を引き継ぐのをやめる、又は農地を売却して税金を納めなければならないといったことが起きると思います。このような状況が続けば農業の縮小につながるでしょう。国としてもそれは避けたいので、農業を営む方を保護する目的でこの規定がつけられました。

(2) 山林の相続税の納税猶予及び免除（措法 70 の 6）

(1) 農地等と同様、「林業の保護」が目的ですが、こちらは農業ほど手厚く保護していません。そのため、贈与した場合には納税猶予及び免除の規定の適用はできません。相続は突然起こってしまうのでその場合は面倒みますが、贈与は意図的に行うものなのでそこまでは保護しませんよということです。

(3) 非上場株式等の贈与税・相続税の納税猶予及び免除（措法 70 の 7）

中小企業の円滑な事業承継を促し、雇用を促進することも昨今においては重要なテーマの一つです。承継された中小企業の安定した経営を確保することが目的のため、この規定の適用を受けることができるのは 1 つの中小企業につき 1 人のみです。この規定は平成 25 年度税制改正及び今回の平成 27 年度税制改正の項目になっています（詳しくは次回で）。

(4) 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除並びに税額控除（措法 70 の 7）

平成 18 年に、医療法人の非営利性の徹底や地域医療の安定性の確保を目的として医療法が改正されました。それまで持分の定めがあった医療法人は持分の定めのない医療法人への移行が必要になりました。その移行の際に出資持分の放棄等があった場合には、残存出資者へみなし贈与（価値の移転）が生じてしまうため、持分の定めのない医療法人への円滑な移行の妨げとなってしまう恐れがあります。これを阻止するためにこの制度が設けられました。

今回はイメージしにくい項目ばかりだったと思います。次回はより具体的な内容な要件、改正点などについてご説明します。

カツオ『ぼくたち、いつまで歳とるの猶予されるのかな』

ササエ『カツオ、それは言わない約束でしょ』

